

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	668,320 円 (835,400 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,063,000 円 462,500 円	
	副市長	630,298 円 (708,200 円)	876,000 円	481,000 円
	(収入役)	— 円 (— 円)	— 円	— 円
報酬	議長	420,100 円 (— 円)	760,000 円	420,100 円
	副議長	366,600 円 (— 円)	670,000 円	366,600 円
	議員	338,800 円 (— 円)	620,000 円	338,800 円
期末手当	市長 副市長 (収入役)	(24年度支給割合) 3.90 月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 3.90 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	退職時の給料月額×勤続月数×35/100×1.15	1,613 万円	任期毎
	副市長 (収入役)	退職時の給料月額×勤続月数×21/100×1.15	820 万円	任期毎
		退職時の給料月額×勤続月数×20/100×1.15	— 万円	任期毎
	備考	当分の間、計算した額に115/100を乗じて得た額を支給する。 (退職手当条例附則第26項)		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。